

船舶インシデント調査報告書

令和3年3月24日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	座洲
発生日時	令和2年7月24日 12時40分ごろ
発生場所	三重県四日市港 四日市港東防波堤北灯台から真方位300°1.3海里付近 (概位 北緯34°58.6 東経136°38.9)
インシデントの概要	プレジャーボート伊勢湾マリーナ27号は、漂泊中、浅瀬に座洲した。
インシデント調査の経過	令和2年8月13日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 伊勢湾マリーナ27号、5トン未満（長さ6.34m） 240-37027三重、カネニ総業株式会社
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南南西、風力 1、視界 良好 海象：波高 約0.2m、潮汐 下げ潮の中央期
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者3人を乗せ、漂泊して釣りを行っていたところ、風浪を受けて徐々に河口方向に圧流され、河口付近の浅瀬に座洲した。 本船の喫水は、船首及び船尾ともに約0.5mであった。 本船は、船長が船舶所有者経由で海上保安庁に本インシデントの通報を行い、上げ潮の中央期に、船舶所有者手配の救助船により引き出された。 船長は、釣りをを行う付近海域の水深を海図等で確認していなかったため、圧流されても座洲することはないと思っていた。
分析	本船は、漂泊中、船長が、付近海域の水深等を海図等で確認していない中、圧流されても座洲することはないと思い、釣りを続けていたことから、河口付近の浅瀬に座洲したものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が漂泊中、船長が、付近海域の水深等を海図等で確認していない中、圧流されても座洲することはないと思い、釣りを続けていたため、河口付近の浅瀬に座洲したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・船長は、あらかじめ釣りをを行う海域の水深を海図等で確認し、浅

	瀬等に接近しないこと。
--	-------------